

競馬の開催自粛延長等のお知らせ

岐阜県地方競馬組合では、笠松競馬関係者が名古屋国税局から所得税の申告漏れの指摘を受けた旨の報道を受け、第三者委員会を設置して調査を行い、同委員会から提出された報告書の調査結果や提言を踏まえて、関係者や職員の処分及び再発防止策のとりまとめを行ったところですが、引き続き、公正に競馬を開催できる体制を整えるために今しばらく時間を要しますので、5月14日（金）まで競馬の開催自粛を延長いたします。

また、勝馬投票券の払戻についても、5月から下記のとおり一部変更いたします。

皆さまにはご迷惑をおかけしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。なお、5月15日（土）以降の対応等及び他場の勝馬投票券の発売については、改めてお知らせします。

【勝馬投票券の払戻について】

現在、払戻専用窓口を開設しておりますが、5月2日（日）から開設期間を以下のとおり変更いたします。なお、滞在は出来ませんのでご了承ください。

《開設期間》変更前（～4月27日（火））：日曜日・月曜日・火曜日

変更後（5月2日（日）～）：日曜日のみ

「開設場所（笠松競馬場、シアター恵那）」及び「開設時間（午前10時～午後4時）」の変更はありません。

岐阜県地方競馬組合 管理者